三　法第二十六条の規定により提示運用方法から運用の方法を除外した場合にあっては、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外した運用の方法について運用の指図を行っていた企業型年金加入者等（所在が明らかでない者を除く。）の三分の二以上の同意を得たことについての書面

3・4　（略）

（令第二十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める場合）

第二十九条　令第二十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める場合は、同号に規定する移行日の属する年度の終了の日の三月前から同日までの間に、年度内に移換資産の額を正確に算定することが困難であると見込まれる場合とする。

（通算加入者等期間に算入する期間）

第三十条　令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となった期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一　（略）

二　令第二十二条第一項第三号又は第四号に掲げる資産の移換を受ける場合　中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額又は同法第三十一条の四第一項に規定する解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間（これらの解約手当金に相当する額のうち、同法第三十条第一項若しくは第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出の受入れに係る金額、同法第三十一条の三第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出の移換に係る金額又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第七項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出に従い交付された額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎となった期間を含む。）

三　令第二十二条第一項第五号に掲げる資産の移換を受ける場合　企業型年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間（前二号に掲げる期間を除く。）

2　令第二十四条第二項において準用する同条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一・二　（略）

（脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務）

第三十条の二　令第二十五条第一項の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を取得した者に脱退一時金相当額等の移換に関して必要な事項について説明するときは、法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入する期間及び当該脱退一時金相当額等の移換の申出の手続その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

三　法第二十六条の規定により提示運用方法から運用の方法の除外を行った場合にあっては、当該除外した運用の方法を選択して法第二十五条第一項の規定に基づき運用の指図を行っていた企業型年金加入者等の同意を得たことについての書面

3・4　（略）

第二十九条　削除

（通算加入者等期間に算入する期間）

第三十条　令第二十四条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間のうち資産の移換の対象となった期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一　（略）

二　令第二十二条第一項第三号に掲げる資産の移換を受ける場合　中小企業退職金共済法第十七条第一項に規定する解約手当金に相当する額の算定の基礎となった期間（当該解約手当金に相当する額のうち、同法第三十条第一項若しくは第三十一条の二第六項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出の受入れに係る金額又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第七項の規定により読み替えて準用する同条第一項の申出に従い交付された額が含まれている場合には、これらの金額の計算の基礎となった期間を含む。）

三　令第二十二条第一項第四号に掲げる資産の移換を受ける場合　企業型年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間（前号に掲げる期間を除く。）

2　令第二十四条第二項の規定により準用する同条第一項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、法第三十三条第二項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及び法第五十四条第二項、第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により既に法第三十三条第一項（法第七十三条の規定により準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。

一・二　（略）

（脱退一時金相当額等の移換に関する事項の説明義務）

第三十条の二　令第二十五条の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を取得した者に脱退一時金相当額等の移換に関して必要な事項について説明するときは、法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入する期間及び当該脱退一時金相当額等の移換の申出の手続その他脱退一時金相当額等の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。